

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を改正する条例（令和6年12月13日京都市条例第21号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行により建築基準法の一部が改正され、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築する建築物について、指定確認検査機関が審査することができることとなること等に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月13日

京都市長 松井孝治

京都市条例第21号

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を改正する条例

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項前段中「第18条第3項」の右に「若しくは第4項」を加え、同条第3項中「第6条の2第1項」の右に「又は第18条第4項」を加える。

第11条第1項中「第18条第20項」を「第18条第29項若しくは第32項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築指導課)